

上下水道交通委員会
令和8年5月29日
水道局

水第1号議案 横浜市水道事業及び工業用水道事業の 設置等に関する条例の一部改正

1 条例改正の趣旨

- ・ 横浜市の水道事業及び工業用水道事業は、市民生活や都市経済を支える基幹的な社会インフラ。
- ・ 水需要の減少、施設の老朽化、自然災害の激甚化や物価高騰など、水道事業を取り巻く環境は大きく変化。
- ・ 環境の変化に的確に対応し、将来にわたり安全で良質な水を安定して供給していくため、持続可能な経営の確保に向け、外部有識者等からの専門的・多角的な知見を継続的に事業運営に反映させる仕組みが必要。

附属機関として「横浜市水道経営審議会」を設置するため、
「横浜市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例」の一部を改正

2 審議会の概要

(1) 附属機関の名称

横浜市水道経営審議会

(2) 設置目的

水道事業及び工業用水道事業の経営に関し必要な事項について調査審議し、答申し、又は意見を具申するため

※ 具体的には、次の視点で審議会の運営を進めます。

- ・ 経営環境の厳しさを踏まえた将来にわたる持続可能な水道経営の実現
- ・ 中長期的な経営や施設整備の在り方に関する専門的・多角的な意見の継続的な事業運営への反映

(3) 委員構成

10名以内：学識経験者、水道利用者（消費者団体や地元経済団体の推薦）などで構成

(4) 施行日

公布の日

3 今後のスケジュール（予定）

- 令和8年6月 : 委員委嘱
- 7月 : 第1回審議会開催
諮問（横浜水道中期経営計画（10～13年度）の策定に向けた
経営の在り方）
- 7月～ : 諮問事項に関する審議（6～8回程度）
- 令和9年5月 : 答申受領
- 5月～ : 横浜水道中期経営計画の素案・原案の策定等に合わせて適宜開催

<審議内容の公表>

審議内容については、常任委員会への報告及び横浜市ウェブサイトに掲載

【参考】新旧対照表

横浜市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例

現行	改正案
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>(横浜市水道経営審議会)</u> <u>第9条 水道事業及び工業用水道事業の経営に関し必要な事項について調査審議し、答申し、又は意見を具申するため、法第14条の規定に基づき、管理者の附属機関として、横浜市水道経営審議会</u> <u>(以下「審議会」という。)を置く。</u> <u>2 審議会は、管理者が任命する委員10人以内をもって組織する。</u> <u>3 管理者は、審議会に、特別又は専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員、専門委員その他これらに準ずる委員を置くことができる。</u> <u>4 前2項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、管理者が定める。</u></p>